

本資料は、年金記録問題に関するアンケートのうち、社会保険庁の元部長以上の職（長官、次長、総務部長、運営部長等）にあった者（47名）からの回答です。

なお、個人が特定される可能性がある部分についてはマスキングを行っております。また、回答票2の提出がなかった者がいます。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請主義に対し、大幅に職権主義を導入する(夫の加入年度変更は保)妻の第3号被保険者の届出の問題)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和48年頃、年金手帳のスタート時点で、総務による氏名変更により記録がつかなくなるケースが多いことなどから、手帳の必要性が議論されていく。なお、その後にあつた年金記録については業務センターの専管業務であったと考えている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金手帳は、制度的にみても不十分なものではあるが、それでも意味あるものと考えている。結局、基礎年金番号で最終的には解決されるのではあるが、しかし申請者の問題などが残っている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(a) 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されたような事柄で、気になったりする具体的な事実を二、三掲げます。

1. 被保険者の資格を証明し、記録の大切さを知らしめる役割を果たす年金帳の大切さについて、これまで審議会答申でも述べられ、当局が周知に努めてきた筈だが、この紛失あるいは重複所持がどうなっているか。被保険者側にも自主努力の責任があるのでは…。
2. 在職老齢年金の受給女子は増額のために資格喪失(10-1化)、報酬減額を希望し、実行している(時には逆戻り)事例がかなりある。記録訂正すると年金返納になるのではなか。
3. 国甲の任意加入者は、保険料の納付を怠ると資格喪失となる規定があった筈。「知らないうちに脱退」との報道が役所の落度のように言われているが、当局や職員はよく説明しているのだろうか。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 。 「解決」は難しいのではないかと、当局は最善の努力を払うべきだが、行政庁として出来ることには限度がある。
- 。 報道機関の論調からすると、「解決」とは「不満の解消」を言うのではないかと、完全にこれが出来るとは思えない。
(理由) 1 被保険者側の思い違いがある。たとえば国保料や他の納付を国年保険料納付と錯覚している者がいる。
2 厚年記録は、事業主の届出に基づいているが、この届出が真正でないかも知れない。氏名、年齢を確認している雇入れ、保険料納付期限のための報酬届出題の改定など。
- 。 「解決」するむねの方針公表はすべきではない。
出来ることを地道に実行し、その努力を知ってもらうことしかない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者にも 事業主にも 資格記録が 将来の年金給付の基礎となる重要な資料であるとの認識が薄かった。
そのため、資格を証明する被保険者証、年金手帳を重複して取得、保持し、あるいは廃棄する者が多数存在したと。
- これは、[redacted]に知った。当時は、[redacted]勤務。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 被保険者が自分の資格記録を正確かつ容易に知り得る機構組織の構築(体制およびシステム)が基盤となるので、そのため オンライン・システムの連携に努めた。
- 反省点としては、記録に投入する資源量(予算と人員)が決定的に不足していたが、査定当局の理解を得られなかった。また、国策全体(単年度予算、定額削減)からも困難だった。社保庁内部では、記録問題は一部の部署の認識に止まり、組織全体の問題意識は希薄だった。これは、地方事務官問題が最大かつ決定的な影響を及ぼしたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に84年分。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻大臣の指摘を以て、以後の皆さんに精一杯
頑張る、という気持ちがない、と考えている。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

着任してから年末までは、今の組織改革 [redacted] に追われ、年明けからは OECDにおける [redacted] 社会保障大臣会合の司会準備に没頭しており、年金記録問題については、全く認識がありませんでした。問題の存在を知ったのは、5年前の云々として報道されたときから最初です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この数年でマスコミ報道が知るところであり、どう対応するかは殆ど何もありません。年金特別便に社会保障庁との連絡、誠実に回答するのみです。このような大きな問題があるのに全く気が付かなかったのは何故なのか、これが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、厚生省在職中、医療保険の業務には長い間従事しましたが、年金保険については、企業年金^(企業)に半年だけ従事し、年金記録の企画や現業業務に従事したことはありません。従って、残念ながらご質問にお答えできる知識経験がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民にとって不利益なものは是正すべきと思いますが、一方で年金不信の風潮があることは好ましくないと考えられます。国民に向けて、年金制度の理解を深めるような方策を講じて頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、年金記録問題が大きく取り上げられた~~こと~~記憶はありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>① 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[Redacted]
 [Redacted] に 報告 沃額 月ごと 納付
 知行 行記 手裏 环外 12月 付収 あり あり 人。
 但し、昭和 20~29年 頃、 同市 地区 あり あり
 の 社会 福祉 施設 所 に あり あり 年金 付収 料 の 納
 付 11月 市 12月 1日 原簿 簿 処理 の 状況 の 一 覧 に
 ついて 説明 を 受 付。 常 組 の 課 部 以前 の 同様
 として、 29 年 頃 に 携 び、 取 引 の モ ー ル の 付 支
 管理、 指導 の 甘 辛 に 驚 嘆 当時 の 記憶 あり あり
 (平成 20年 頃 頃、 却 道 府 県 間 の 格 差 も 下 玉 と思 あり)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政 確 心 守 定 して あり あり 2~3年 の 短期 集中
 で、 人 員、 経 費 を 投 入 して 一 気 に 解 決 あり あり
 あり あり あり あり (投 入 生 産) あり あり あり あり
 あり あり あり あり。 同 氏 一般 の 理 解 あり あり あり あり
 あり あり (解 決 が 最 先 あり あり あり あり あり あり あり あり)
 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり)
 あり あり あり あり の 不 完 合 の 原因 あり あり あり あり あり あり
 の 社会 福祉 施設 所 へ の 納 付 あり あり あり あり あり あり
 (特 に 全 年 月 月 の 操 作) あり あり あり あり あり あり
 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

(平成 19年 春 頃、 自 民 党 の 厚 労 省 あり あり
 あり あり あり あり あり あり あり)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月頃、国会予算委員会でのマスコミ
 報道を通じ、社会保険庁への信頼の揺ら
 ぎ、同庁の重大問題であることが認識を有する
 に至り [REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の信頼性の低下、
 庁内への指導も含め、過去の年金削減
 への対応、自身の非難に備える必要の
 認識。同時に、自身の各事務所の
 対応、指導の徹底。 [REDACTED]

[REDACTED]

(反省点)
 ① 自身の指導 (管理職も含め、年金削減の必要性に不向きに
 人材の確保に努めてきたこと)
 ② 制度改正の日々 (年金削減の必要性を認識して対応できなかったこと)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

籍にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に記録はっていくしかないと
思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題について、当初の認識はわかり、た
数年前に新聞等の報道により、と
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
申請を義務とする仕組みが普及により
思いつく。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。


特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している事をスピードアップすれば良いと
考える。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

口会審議の際、
それを見ていたたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の " "での対応を見ていたたい。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マイナンバーを適じた普及啓発と年金通知を繰り返し
通知実施することが重要ではないかと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一えいしていくことにより、適切な把握ができていくと予想していました。問題があることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて、適正なものを作っていくものと予想していました。その点のアップロードが十分できなかったかどうかという問題が残ると思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 <input checked="" type="radio"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。


質問3, 4 に関連して述べています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとれ
ばよいとお考えですか。

社会保険業務を離れて [redacted] 以上経過して
より、社 [redacted] を退き新しい記憶、判断力
の衰えはと自覚していますので、
特段の申し上げはございません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 昭和30年代初期に、過去の厚生年金の記録の整理を行い、その後独自調査を通じて承知した。
(年金部長当時)
- ②  総務課
機械化準備室が、東京都の記録のコンピュータ記録へ専換を言っていると承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 一) 国民年金の事務は市町村に任せていたのか? 困難を伴うのか? 多いと推測した。
現状及び今後の現状に至る経過を承知してはいるが、意見の述べようがありません。
- 二) 年金の記録を扱う業務課か? 高野にあり、業務課長に任せようとなっていたこと、悔みれます。
- ② 総務課機械化準備室と年金部業務課の業務の連絡調整を図ろうと、共同で検査を初めたが、双方のコンピュータは(業務課は日立、総務課は富士通)断念したことに未練があった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはいい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の完全な^ト解明は範囲のどのほうか。
これ以上は無理というところまでやったうえで、
社会保障番号の早期導入など将来に向けて
きちんとした体制づくりには全力を注ぐ方が
いいのどのほうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中 年金業務の適正な処理のための業務
執行体制の強化が必要という認識はあったが
年金記録に今いわれているような大きな問題
があるという事は聞いたことはなく、問題の認
識は全くなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、いろいろな要素要因が複雑に
からみ、長期間に重なり合っており、
あろう。取組の意識、組織の運営にも一因
があったとすれば、遺憾であり、当然改めま
ければなりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実現可能な方策を着実に実施していく以外なことは
考えず。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金記録問題」と呼ばれる問題が存在していることを認識していなかったし、職場で議論や検討の対象となることもなかった。国会等で取り上げられ社会問題化して初めて知ることになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人事や職場環境の閉鎖性が長期にわたって続いたところに基本的な問題があったのではないかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者、被保険者の記録に統合される記録の
確定。一人一番号の徹底。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の番号による管理のため、被保険者記録に統合
 できておらず、裁定の迅速化、被保険者サービスの向上
 が図れない。
 基礎年金番号の導入の議論の前後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
 いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
 省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入。
 基礎年金番号導入の趣旨が徹底されなかっ[=。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(Blank area for handwritten response to Question 1)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① ... その人の年金番号は生涯変りないものであること。

② 人は必ずミスをするものであることを前提に入カミスを防ぐためのダブルチェック制の徹底を期する。 (今のコンピュータ一括発行を待つのは、機械と適正のダブルチェックも可能の筈)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

種別保険者に増徴と備え、単行作業がオンライン化と道義物への
どう(よ)うな^るとの共通認識のもと、
^(齊の)
^社としては、実際作業して頂く取組(労組)の理解、了承
を得べく盡力いたしました。その後、このような問題が
出るとは
思いませんでした。
未納については、保険料の特例支払を繰り延ばすことは
打てりかと思っていました


(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 質問②で述べた問題には、国民総番号反対という
反対が強かったように思われます。
- ② 国民皆保険が実現して、さらに国民皆年金では
事務体制が追いつかなくなると見えます。
- ③ 国民年金も保険料の徴収が~~決まると~~^{増える}。年金は、再事務
の強化に使われるという根拠の反対運動があり、現行の
は、その対応の遅れと見られます。
- ④ 着任交渉とい^は、^{労組}が^{あり}、(新卒の単の課税や所収は課
税管理取組が、管理能力を養って来ない面もある

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上 <input checked="" type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上  <input type="checkbox"/> c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 <input type="checkbox"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長 <input type="checkbox"/> e. 社会保険事務所長 </p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「なし」

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 過去の不明な期間等については、^{調査の限を設ける} 時期を限定して
ある程度一括取り扱う等の立法措置を検討しては
どうか

(2) 関係職員のなかから人材を、教育の充実に努める

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金局に既知していたと [REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度的な対応(基本収についで日時給を援用する)及び
 可能な範囲で対応して、
 国庫に務むの定額増をせよ、国民年金受給時に均等な
 組合の反対を強く事務処理の体制づくりが十分でなかった
 ことを示すこと

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国会審議、報道等で知り得ている案件以外は具体的には承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣の指導のもとに庁そしてその後継組織において計画的・効率的に全力で取り組むことが唯一の解決への道であり、その中で国民の意見がおおむね達成感ありとなってきた時期を逃さずにとらえて大きな政治判断を形成する必要がある。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p style="padding-left: 2em;">*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長く申請主義の下で運営されてきた年金記録の確認には国民の皆様方のご協力が不可欠であり、ある程度時間のかかる地道な作業とならざるを得ない。これまでも行われている、

- 全員に送付される特別便や定期便での確認を再度徹底
 - 無回答者への最低1回の電話や訪問調査の実施
 - 第三者委員会の弾力的な運用(ただし、フリーライダーを排除する方策の併せての導入)
 - 記録改ざん等が明確な記録については早急に原状回復
 - 同一人に2つ以上の付番がされているケースの早急な名寄せ等
- といった作業を丁寧に着実に実施していくしかないのではないかと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〇〇〇〇〇〇〇〇所管事項説明の際、社会保険業務センターの当面の課題の中で、基礎年金番号が同一人に2つ以上付番されているケースが相当数あり、計画的に名寄せ作業を実施しているが、ホストコンピューターの通常の業務処理の合間を縫っての作業のため、さらに数年を要するとの説明を聞いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を複数持つ人の年金記録が分散している可能性をそのとき初めて知ったが、少なくとも年金裁定時には必要な名寄せが行われるものと理解。ただ、その前の段階でもできるだけ早く番号が統一されることが望ましいのは当然であり、計画通りに名寄せ処理が行われるよう要請したものと記憶。

その後、長期保険の根幹というべき正確な記録管理に問題があったことが明らかになるという年金制度への信頼を大きく損なう事態の発生に対し、社会保険業務に係わったものとして国民の皆様に関心をお詫びしなければならないものと認識。反省点としては、国民の老後を支える大事な年金記録をお預かりしているという意識の徹底が十分図られていなかった点はもとより、途中経過はさておき、受給者も確認の上で行われる年金裁定時の名寄せで最終的には記録が繋がるはず、ということに過度の期待を寄せすぎていたのではないかと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

たいへんご苦労の多いこととは思いますが、被保険者、受給者の利益確保のため、現在行われている諸方策の一層の推進を期待しています。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の発生は、全く予見できませんでした。一昨年
末の報道等により、この問題をはじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

国民生活上の年金の重要性については、つくに強く認識
していました。高齢人口の増加、年金受給者の急増傾向
にかんがみ、オンライン化は必須のことであり、取組組合
などのはりしい反対運動もありましたが、その実現に精一杯
の努力をしたところですが、それだけに、このような年金記録
問題の発生は残念ではありません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

諸問題は、究明と対策の検討が十分行われずから、
知らずのうちに滑り、計画的な実行が行われずこと
を新つております。

個人的意見に付、加えさせたい点と 膨大かつ
多様な個人情報も半永久的に管理、保存する業務に
対し、同様の情報を持つ他の公的機関(例えば、住民基本台帳
制度、生命保険、自動車運転免許)との連携、ポータル
に留意し、移行と必要データの連携が望ましいかと。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中に現在知られているような年金記録問題が
あることを認識していた記憶はありません。
もろろ年金記録業務の重要性は認識して
おりましたが、具体的な問題が上ってくる
ようには無かったと記憶しております。
したがって、2年前の問題顕在化によって事態を
認識するようになった次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録業務の重要性と大人数は理解している
つもりで、担当部署からの要望等を受けて予算人員等の
業務支援を行っていたと認識しておりますが
今から反省すると、要望等がはくとも自らもつと業務の
実態、問題などを調査、勉強すべきであった
と思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	(本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知ったこと以外は ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細 を 知りませんので、良くわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金番号の附番業務がはじまった頃であり、ハウバウの記録を一本化するという趣旨で理解していました。当時はまた、作業中で、このような形で問題になるような状況にあるとは思っていませんでした。

このような状況は退職後の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細を知りませんので、どのようなことか言えるかわかりません。

しかしながら、年金番号を付けることからこのような問題が顕在化したと思っておりますので、当時の作業そのものは意味があったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインへの入力ミスや入力漏れだけでなく、改ざんされた記録などもあることから、①保有する台帳との照合を可能な限り進め、ねんきん定期便等による照会働きかけを繰り返す、②年金記録確認第三者委員会を通じて救済する、などの方策を引き続き講ずることによって、給付に結びつく年金記録の回復を粘り強く図っていくことが必要と思う。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中には、年金制度成熟に伴う業務量増大の中、迅速正確な年金相談・裁定、効率的事務処理を行うために急がれた基礎年金番号制度の導入に携わった。過去記録整理(給付に結びつく記録の基礎年金番号への統合)は、年金受給者は裁定時に適正になされているはずなので、被保険者について計画的に進めることにより、最終的には裁定時に対応できると思っていた。

平成19年の「5千万件の未統合記録」の報道以降に、年金受給者についても未統合記録があるという問題を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は基礎年金番号の導入などに精一杯取り組んだつもりだったが、今にして思えば、取り組みが十分でなかったと反省している。

関係者のご尽力と国民の皆様の協力で年金記録問題が解決されることを願っている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

社会保険庁 総務課長 殿

1. 本アンケートは、社会保険庁の終了を控えて、意義のある企業
 と思っておりますので、協力するのに苦さかではありませんが、一失、
 アンケートに回答しない方について その氏名を公表する措置を
 加えたことは、余りにセンスが悪いのではないのでしょうか。

気骨のある人は反撥するでしょうし、また、万一、非回答者の
 氏名を公表したことと起因して、その人が第三者から、イヤがらせ
 や テロ行為を受けるような事態が発生すれば、厚生省の
 責任は重大です。 当該文言は撤回されることを望みます。

2. 本アンケート回答に関連して、私の氏名、住所、旧官職
 等の個人情報への公開は、いっさいお断りします。

本アンケートに関し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさりお断りします。

回答票③

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に既に知られているかも知れませんが、

1. 社会保険庁における職員の教育が不十分であった。根本は人材不足である。社会保険大学校における優秀な人材の養成・登用システムが充分当初は機能していたが、その後、労組の関与によって弱体化した。等々。
2. 厚生省全体としての、企画・法令部門優先、現業部門の相対的軽視の風潮があったことの影響もあると思う。
3. 公的年金制度については、^{かつては}殆ど毎年改善が行われたが、制度の実施を担当する現業部門が、この改正の対応事務に多くの人手と予算をさかなければならなかったことも、本問題発生の一因と思う。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金制度改正は、その時々での国民生活上の要請に応じて、政府と立法府が必要と判断して行うのであるから、改正された制度への切り換え事務を現業部門が円滑に実施するために必要な人員、予算の充当を確保することもまた必要であると考える。
2. 年金記録等 日常の年金行政事務のチェックシステムが十分に機能するための予算と人員を今後とも確保されるようお願いしたい。

本アンケートに際し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の
個人情報のご公開は、いっさいお断りします。 回答票④

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 文書による記録が戦災等によって焼失したり、水浸しになったものがあり、会社、事業所に照会して再調査したが完全には把握できていない恐れがあることは聞いていた。
2. 現在明らかになっているような問題については、残念ながら、平成15年頃、有名人の年金未納問題が報道された時からである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 質問3であげた問題については、年金裁定時に勤務経歴に照して再調査することによって補正できると考えていた。
2. 新の退職後に明らかになったことについては、在職時には、認識していなかった。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとお申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなご意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというようには思っておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと(特に名寄せ便)、各種の記録解明作業の更なる推進(旧姓情報や払い出し簿等に基づく確認)、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示(セキュリティ・プライバシーには十分配慮の上で)を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせた解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となったことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。それから間もない[REDACTED]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、それら対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[REDACTED]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(8) でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。[]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[] この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますが、いくつかの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避免的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを認知し是正する体系的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方が貫かれていなかったことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務遂行についても、不可避免的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかったことが指摘できます。社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行う観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理の迅速な把握と除去を含む業務改・業務改善、とりわけプロジェクト管理の徹底を行い、年金に対する信頼回復につないでいくことが極めて大切な課題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上 b. <input type="radio"/> 本庁課長・室長・企画官級以上 c. <input type="radio"/> 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. <input type="radio"/> 地方社会保険事務局次長又は課長 e. <input type="radio"/> 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 年金受給者の年金支給の根拠となる
 ① 見込の期間
 ② その期間の所得額又は勤続を知らせること。単に基礎となる期間を知らせても受給者は判断できない。

(2) 受給申請をしない人の訃告を知らせる。子供や肉親者はどういふ事実を承知している場合が多い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していません。知り、その頃新聞
報道後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の問題状況等を十分承知していないこともあり、コメントは差し控えさせていただきます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題は報告等もなく、全く承知していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で過去のことをみる場合、前提条件等の問題も関係すると思われるのでコメントは差し控えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在講じられている方策を引き続き講じていくべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

調査依頼書において例示されている年金記録問題は、在職中
[REDACTED]に明らかになったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別相談体制の構築など与えられた予算、権限の範囲内で問題の解決に努めた。

記録の誤りは必ず生じることを前提に、正確な記録を被保険者本人に定期的に通知し、早い時点で訂正していく体制(社会保険料控除証明に添付する国民年金の納付状況やねんきん定期便など)の構築が遅れたことを反省点と考える。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」が、※の田舎を意味するところならば、これにせよ本人の記憶の完全を基に調査するのがよいと思います。既に何れも年金記録の通知に対する回答を基に調査の努力以外の所はと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※印で示された年金記録問題の75コンピュータ化されて
いた旧台帳分が別、年金徴収時は照会する仕組み
に依りてのこの説明を受けていた。 [REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータ化されたばかりには社会保険庁の記録と照会
先が見つからないうえと考えられるので、補償者等の記憶との
突合と端緒の時の方法が存したため、徴収請求時の突合調
査とやむを得ないと考えた。また、当時年金徴収時前の補
償者には記録の通知を行うことを検討していたこともあ
り、この記録の通知が制約されていれば、年金徴収時より
若干の時間的な余裕をもつて照会が可能と存した。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p> <input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上 <input type="radio"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上 <input type="radio"/> c. 地方社会保険事務局長 <small>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</small> <input type="radio"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長 <input type="radio"/> e. 社会保険事務所長 </p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していただく。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、考えられる諸方策を着実に実行すること。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 現在年金記録問題とされている事項は、近頃、問題提起されるまで承知していませんでした。

2 なお、銀業機関での業務の正確、迅速、親切な対応は業務処理の基本的指針であったことは現在までと変わらぬと考えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 身内姓を扱った土気の高い取場環境が必須であり、そのため、いかなる [] ともなう []、随時報告も踏まえた [] に従事して取場環境の適正化に努めた。

2 今後、銀業事務組織として土気の高い取場環境の確立に努めるべきものと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(Blank response area for Question 1)

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録回復の救済基準の大幅な緩和
 また、このような調査をするなら、今後の参事のため、
 年金記録の事故リストの処理、記録の取扱い
 について、通知で指示された通りの事務処理を
 行って、たかどうか、行われていなかったとすれば
 なぜ実行できなかったのか、当時の実態を知り、
 関係者に質してみることは真相の解明に役立つ
 のではないか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の決定請求時に、疗の保有する記録と実合し相違があれば、直すという認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時々^の記録の管理が正確厳格に行われていたことが年金記録の管理の前提になるという厳格な姿勢に欠けているかたは反省の余地がある。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実情を知らないので提案することはありません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前、ある株式会社の清算事務所に勤務して15万人に及ぶ株主名簿を管理した経験から、年金記録の説明を受けたとき、カタカナ方式で個人名を記録識別することに疑問を投げかけた。生年月日と併用するから大丈夫とめことだったが、漢字を使う日本人の名前は、同音異人はあるか、同名異人もありうるわけで、もう少し細心の注意が払えなかったのか。悔やまれてなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金持別便の送付、年金記録確認第三者委員会による
審査と幹事、オンライン上の記録と台帳との照合など
既に様々な方策が実施され、また実施が予定されていると
理解しております。これに付け加えるべき新たな有効な
方策は思い浮かびません。これまでの方策を今後とも
全力を挙げて実施していくことだと思っております。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、一昨年来、年金記録問題として大きな社会問題化した諸事象については、組織を挙げて取り組むべき大きな課題として認識しておりました。この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられ、マスコミで大きく報道されるに至った一昨年のことではありません。

在籍中は、社会保障庁等が取り組んだオンライン化計画の実施として、過去記録の整理という課題はあったものの、基礎年金番号導入の取組みによって、確実な記録管理とそれに基づく年金支給決定への道筋が開かれたものと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年来、年金記録問題として取り上げられた各種事象について、このような危機感を持つ大きな問題として在籍当時認識していったことは、不承に不明の至りであり、反省していません。

思い返しみると、年金記録は過去何十年もわたる記録であり、当然複雑なケースが多々存在することは在籍当時も認識しておりました。そうしたケースにつきましても、年金裁定請求時の請求者の方々の言を十分伺いつつ対応することによって、記録はこの段階で整理できたとしたものにあり、こうした思い込みが私にはあったように思いません。

今にして思えば、事業実施予定であった社会保障庁にありながら、現場における「適用・徴収の給付・記録管理」の業務の実態把握とそれを踏まえた事業運営という、最も基本的なところの取組みが、私自身、そして組織としても不承に不十分だったと反省していません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間では殆ど言及されていないことだが、年金記録問題発生最大の要因は、いわゆる国民総背番号(年金制度内の番号ではない)の設定なしに年金制度をスタートさせたこと(制度設計の欠陥)。被保険者が複数の年金番号を持ち、戸籍や住民票と異なる生年月日等を登録できたシステムでは、完全な記録管理は難しい。
 さらに制度発足後相当期間はコンピュータもない時代であったことも考えないと正確な認識は得られないということ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の現時点での管理(整理)状況を知りたいので、お答えできない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の回答のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(別添論は別にして) 現業庁としてなすべきことは、受給者が急増する前に、業務のオンライン化を實現してできるだけ記録を整理し、そのうえで不備と思われる記録については、被保険者の協力を得て、受給申請までの間に計画的に補正して行くことだと考えていた。

一部の強い反対により、オンライン計画の早急な実施が妨げられたこと、この導入過程で入力作業に正確さを欠く事例が生じたことが悔やまれる。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得たの取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。
- 年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。
- 今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。
- いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 〇 現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。
- 〇 平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出いただき基礎年金番号との統合を行ったが、私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。
- 〇 遡及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。

- 〇 既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 〇 現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていなかったことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁定を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。ただ、裁定の時を待つことなく記録を確認することができるようにすることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。

(この問題についての反省点)

- 〇 年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点で考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと・組織全体の情報共有、意思疎通が十分でなかったこと

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	[Redacted]
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上 [Redacted]</p> <p>b. <input checked="" type="radio"/> 本庁課長・室長・企画官級以上 [Redacted]</p> <p>c. <input checked="" type="radio"/> 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長 [Redacted]</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[Redacted]

[Redacted]

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

終戦前後の古い手書印帳が鏡外に
おありで、マイクロフィルムに写し取^集める事
をとるに苦勞した。 [REDACTED]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険審査会の判例がいくつあつ
たと思うが、本人の給付率は厚年保険料正
と、金銭の経費に使つてしまつて社会保険
料には保険料が入つていないケースが調査
の結果明らかになつたものがある
答がある。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

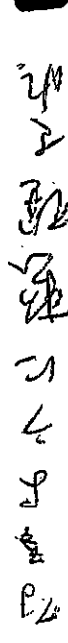
機械化の必要が認められ、福祉年金を国民年金得と統合し、キカセのための計画書の設置も。 [redacted] として [redacted] として。 [redacted] がコンピュータに互換性がある。コボルの研究をうけ、ソフトを組んでキカセの効率的な運用。記録は予算と職員数から大体10年計画と見込め、約10年間の年金の on line ができると

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

戦後の高度野原から約15年の国民皆得陰皆無体制をつつたのか。医療保険はとまかく(それこそ医療費七割論はあった) 年金に比べて1次年金 無職まで、年齢に依る月の保険料が100円か150円と始めたのに無理がなかった。市町村では、保険料原資が不足するに医療保険(国保)に充てられ、国民年金は奉納にする傾向が強かった。どうに思われる

ご協力、ありがとうございました。

その中心にありたい。そのために、
また、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、



そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、

そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、

そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、

そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、

そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、

そのために

そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、
そのために、そのために、そのために、

職場が変る度に新しく一筆字を抽出
方の正字をウクして古い筆字を調下、矢筆
類目を抜いて同一番号に続けたいと午向
の去先の事務所へ当時農村部から
半年出かせた。半年半農業という例
が多くしその対策を考へるよう謝辞

上記接合あるが、
冬場の半年近く回年に入らぬ無年金
のおそれがある。是際では仕方あるの
で手続おけとれ"と指導"の記接もある
が正確は無い。おつと年金にかかつた
職員は事務所の実情がわかるか毛
これらに
これ以上
の

担当者より

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくに 承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当然のことながら 現在行われて
いるように、番号記録の照合を中心に
着実に進めていくことが最も大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

急増する年金受給者等に対応する裁定
や相談を円滑に実施できるように
事務処理体制を早急に整備することが
重要課題だった。もちろん、正確な
年金記録の整備はその前提であった。
現在のような年金記録問題を知った
のは最近のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者等への対応を円滑に
実施できる体制を整備することに
努力を傾注したのであるが、当然
その前提と考えていた年金記録が
現在のような状態になったという事は
誠に残念なことである。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>Ⓐ 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。


年金記録について、これまで問題とされている事実以外のものについては、特に知りません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて関係者の努力については、本場に関心があると思っています。現在行っていること以外の方策は、私としては考えられません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。


 ① 複数の年金番号の保持者か相対数存在する
 ② 厚労省の旧台帳の中で、システム上には収録されていはい記録か相対数存在するこ
 ねたさの把握をわり。これの解決についての話し合いが
 あり。システムとして一定の努力がしてわりまし
 た。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保障者全体の把握として、真実は取り上げ
 努力するということも必要だと感じています。深く反省
 してまいります。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 国民、特にこれから保険料を払う人々へ、「年金制度は信頼できる」というメッセージを送る点に重点を置きながら記録問題解決に取り組むべき。そのため、①これまでの解決状況と②これからは問題は起きない、ことを特に若年層向けに明らかにすべき。

2 ①については、現在の社会保険庁ホームページの「年金記録問題への対応策の進捗状況」の6の未統合記録の解明の表を逐次新聞掲載すべき。

②については、基礎年金統一後あるいはオンライン化後は、関係者の故意による誤り以外の記録ミスは起こらないこと等を広報し、更に今後は年金特別便を全員に送付して誤りの場合は訂正できるので安心して保険料を払うよう促す広報を行うべき。

3 上記2は広報費を払っても行うべきであり、22年度予算は、この広報費のほか、上記2①の表にある1028万件の開示を創めるための検討に使うべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。知ったのは、この問題が新聞報道されてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点として、

- 1 5千万件の問題は、明らかになった原因を、庁として一貫して繰り返し国民に知らせるべきだったのではないか。原因は次のようなものか。①基礎年金番号導入時の複数保持者を統合中であるもの②本人の住所移動不告知等で不明のもの③記録媒体の変更時の誤り。
- 2 関係者の不正は、長年に亘って国税庁等でも起きていると考えられるが、1③と併せ、原因究明をして、今後の対応に資するべき。
- 3 原因は、次の部署の対応の検証が必要か。①業務執行状況を内部監察する地方課(事業所適用状況、都道府県ごとで余りにもバラバラだった事務処理を含む)②地方課及び地方に一人も1種がいなかったことに起因するところもあるとすれば本省及び本庁人事部局③個々の事業所の社会保険適用の不明確さについて、本省の年金、保険及び労働部局⑤年金記録の不備・不正が顕現すると考えられる相談や不服申立に対応した社会保険審査会、総務省行政監察局等

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務については、度重なる年金・健保制度改正への対応、5人未満事業所への適用拡大、資格の得喪、徴収率の維持向上、受給者の急増(100万人未満から3000万人超へ)、年金相談の増加、スライド改定等発足以来激増する業務と課題との闘いの歴史であったといってもよい面があります。こうした課題に追われる中で、オンライン化の推進や業務課の業務センターへの組織拡充等を図るとともに、毎年職員数の増員に努めたところです。しかし、定員法の強い制約もあり現場業務量増加に見合った増員を確保できず、また肝腎の年金記録の管理についても業務センターや社会保険事務所任せになってしまっただけで本庁として現場での記録ミス等を最小にするための十分なチェック・検証体制がありませんでした。オンライン化についても多くを外部委託の専門技術者に頼らざるを得ず、自ら高度のシステム専門家なりデータ精度管理の専門家を持っていませんでしたし、7年金制度分立の下でデータ整理に必要な共通番号もありませんでした。その他様々な要因が重なって結果として大量のデータ不備を招来してしまったことは、かつて業務に携わった者として何かできることがなかったかとまことに無念でなりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況に通じていませんので、的確な解決策は持っていませんが、二つほどご考慮いただければと思います。

- ① 戦災による年金記録喪失への対応や32年以前の低報酬の一括再評価による年金給付増の際の先人達の経験と叡智などを想起しての現場の実情を踏まえた政策的、実際的な解決策の工夫。
- ② 諸外国の年金事務に携わる職員数や国税関係職員数等(今や社会保険料の徴収額の方が国税徴収額より多い。また年金事務は毎月徴収というだけでなく新規裁定、給付、スライド改定、相談等多岐にわたる)との比較検討に立っての、あるいは新規裁定者や年金受給者等から要請されているサービスを提供するのに十分な職員が確保されているかといった観点からの適正職員数の確保。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年の年金大改正により20歳以上の全国民共通の基礎年金制度が導入されたが、年金記録については、従前通り各制度毎に別々に管理されおり、社会保険庁において番号の異なる記録をつなぐ術はなく、被保険者や受給者へのサービスに大きな支障をきたしていた。このため、各制度共通の基礎年金番号の導入が急務であると考えていました。

しかし、当時 [] は基礎年金番号の導入に伴うプライバシー保護の問題や一部省庁の根強い反対論もあり、世論もそう積極的であるとはいえない状況でありました。

基礎年金番号に統合できない宙に浮いた年金記録が5,000万件もあるということは、まことに申し訳ないことながら新聞報道ではじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたばどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入については、早期導入が必要であると考え、反対意見の省庁とも粘り強く折衝を重ね、その同意を得るとともに、実施に際してはプライバシーの保護に最大限配慮しながら、5年程度かけて複数記録を有する者等について年金記録を整理していくという []

[] また、その円滑な実施を図るためには組織的対応が必要であると考え、業務センターに [] としました。その後 [] により社会保険庁を離れたため、 [] からの実施とその後の推移は承知していません。

現時点に立つてみれば、大量事務処理にはコンピュータ処理であっても必ず一定のミスが発生する可能性があるという前提に立つて、本庁、業務センター、事務所が一体となって過誤を最小限に抑える方策を政策的、組織的にしっかり採る必要があったのではないかと思います。当時はそういうシステムリスク管理の考え方なり思想がなく、また現場からの問題提起なり報告もない中で、必要な実情把握や対応が欠けていました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで齊として薄れてきた記録を着実に補正
ただし、紙記録とオンライン記録の両方
については、内容範囲等を見直し、必要外
範囲にとらぬ。
また、一人一人の自己責任の範囲を定めて
ついで、冷静な問題提起を行う必要がある

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在、指摘されている問題の1つとして [REDACTED]
[REDACTED] 報道等から承知。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在 取り組んでいる施策の推進、
福祉と果敢な混雑現象が発生した。この
点上、問題として、行政の理想と現実の差を埋めようとした
が、国民の理解、負担の分担と新卒について、冷静な
検討の場と機会が、ほとんど与えられ
ていないことも、残念。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在鋭意対策が進められていることは報道により

承知している。

これを着実に進めていけばよいと思う。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長官の房及び厚生労働部
 に在籍していたが、年金の記録に問題があるとは、まったく
 身にはとらへなかった。近年報道により問題の存在
 を知る。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
 いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
 省点として挙げられるとお考えですか。

高命化の進展に伴い増大する業務を処理していく必要が
 あり、限られた人員と予算の中で社会保険事務所はよく働
 っていると思っていた。(国に行政の調査で国の出先
 機関の中で、(位に挙げられた)とあると記憶している)
 (利用者へのサービスで)
 今回の問題はまさに驚きであったが、組織として現場
 の動きに鈍感ではなかったが、柔軟性を失っていたことが
 反省点、この苦い経験を今後につなげていくことが
 大事だと思う。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。


私は、XXXXXXXXXX在籍当時、年金記録に関する業務を所掌せず原則として個別事案に接する立場でなく、「世間一般に知られていない問題」は承知していません。ただし、ややうる覚えですが、近畿地方の社会保険事務局部内の一職員の家族に係る国民年金保険料納付記録が遡及訂正されたとの案件についてXXXXXXXXXXと記憶しており、その件のその後の公表の有無は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政権(大臣等の御指示)に従う立場であって、また、当該職務には現に就いていない個人として特段のアイデアがあるものではありません。なお、どのような手法を探るにせよ、過程における情報を発信し、アカウンタビリティを高めることは重要であり、これは現に行われていると認識しています。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に係る件は、運営部において対処する事柄と認識していました。5,000万件を巡る事柄の存在を認知したのは、と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に関する対応は原則として運営部が担っていました。総務部として可能な助力はした積もりですが、結果的にそれは極めて限られたものになりました。過去における問題等については検証委員会報告書等において縷々述べられており、その内容には首肯できることが多いと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思いつくことがありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません(存じておりません)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後長期が⁵年経過していることもあり、
~~そのうち2年が⁵年経過している。~~適切な対応がと
りません。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の実態を正確に把握し、
適切な意見を申し上げ難い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務に直接関係する手帳がなかったので、
認識がなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については、現在新聞その他で報道されている点以外に特にお知らせするものは無い。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決としては、先ず過去の記録の問題について所管の回復措置と救済措置を授けることが当然であるが、将来に向けての年金記録問題の根本的な解決のためには、全国民を対象とし国民一人一人に一元的な社会保障番号(年金番号)を付与する制度を、政府に於いてき、定額給付金と併せて一括して行うか、またその導入のことは、今後検討されることと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録についてどのような問題か、あなたについては私の在籍が25年~40年間のことであり、明確な記録も残っていないので正確な責任ある答えを与えることができない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

団塊の世代の退職を直近に^{かえ}い~~い~~、年金の
裁定・支給を迅速に行うため、個人年金記
録を速やかに確定させる必要があると考
えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

60才到達前のできる限り早い時期に年金
に関する情報を提供すること、被保険者
に対し、標準報酬月額等の記録を直接
通知すること等を庁内で検討してまいりました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p><input type="radio"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p><input type="radio"/> c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p><input type="radio"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p><input type="radio"/> e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に問題があることを知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題のある年金記録については、可能な限り関係資料によるその補正に努め、記録が正しくないことが認定できるかその補正が困難な記録等については、立法措置等による解決を図る以外に解決策はないのではないかと。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題のあることを知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に問題があることを知りませんでした。その為、その対応について考えたことはありません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の職員に誇りを持たせ、志気の高揚を
図っていただきたいと思います。

給与、勤務の異常な状態もあり、また業務の機械化、
合理化の際の課題もあり、全件照合は大仕事であり、
優先度を付けることが必要ではないでしょうか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化は、私の退職後のことであり、承知していません。
 旧名帳のマイページへの転載記録の件については、明確な
 記憶がありません。
 個別の記録の件について問題があるかは、その都度判断
 したものと考えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
 ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省
 点として挙げられるとお考えですか。

~~申請~~申請の際、当時の時点での資格取得により
 対応できなかったものと考えた。次の段階で、審査官、
 審査会が判断していただくものと考えた。
 年金事務は、単純業務であったが、詳細を察知しては
 懐疑が対応を要するものと考えた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p> <input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長 </p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳が不鮮明である、本人の申告での漏れが無く、過去の年金記録に問題がある。
これは、既に実施されているように、社会保障庁にある年金等の記録を本人に照会し、確認作業を地道に繰り返すことが基本だと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

勤務先を變えた場合は、諸所の事情
(例として、生年月日の偽記載等)に於、
同一人確認ができて、年金番号が複数
付与されたという問題。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

各自に終身一本の基礎年金番号を
付与するつもりで、対応。

その後、基礎年金番号の下、各自の年金
記録を、収斂させる必要がある作業が
計画的に進捗されなかったのが、反省点として
思っています。

ご協力、ありがとうございました。